

総社市教育委員会会計年度任用職員に関する規則をここに公布する。

令和2年3月19日

総社市教育委員会教育長 山中 榮 輔

総社市教育委員会規則第1号

総社市教育委員会会計年度任用職員に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育委員会が任用する会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第26号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のうち、同法第57条に規定する単純な労務に雇用される者以外の者をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(級別職務分類)

第2条 総社市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年総社市条例第25号。以下「条例」という。）第4条第1項に規定する職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第1に掲げる教育委員会会計年度任用職員給料表級別職務分類表に定めるとおりとする。

(フルタイム会計年度任用職員となった者の号給)

第3条 フルタイム会計年度任用職員（条例第2条に規定するフルタイム会計年度任用職員をいう。）となった者の号給は、別表第2に掲げる教育委員会会計年度任用職員初任給基準表の基礎号給欄における職務の級の号給とする。

(会計年度任用職員の初任給等の基準)

第4条 会計年度任用職員の初任給等の基準は、総社市会計年度任用職員の初任給等の基準に関する規則（令和2年総社市規則第5号）の規定を準用する。この場合において、同規則中別表第1及び別表第2は前2条に規定する別表第1及び別表第2とし、「会計年度任用職員給料表級別職務分類表」は「教育委員会会計年度任用職員給料表級別職務分類表」と、「会計年度任用職員初任給基準表」は「教育委員会会計年度任用職員初任給基準表」と読み替えるものとする。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、教育委員会が任用する会計年度任用職員については、総社市会計年度任用職員の例による。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

教育委員会会計年度任用職員給料表級別職務分類表

職 種	職務の級	職務の分類
行政職	1級	一般行政事務，資格専門業務
	2級	知識又は経験を必要とする一般行政事務，資格専門業務
保育職・教育職	1級	保育業務，教育業務
	2級	知識又は経験を必要とする保育業務，教育業務

別表第2（第3条関係）

教育委員会会計年度任用職員初任給基準表

1 行政職

職 種	学歴免許等	基礎号給		上 限	
		職務の級	号 給	職務の級	号 給
一般行政事務（事務補助）	高等学校卒	1	1	1	5
一般行政事務（専門事務）	高等学校卒	1	9	1	25
一般行政事務（専門事務） （出先機関等の長）	高等学校卒	1	21	1	25
一般行政事務（青少年育成センター補導）		1	1	1	1

員，公民館分館主事)					
一般行政事務（公民館分館長）		1	6	1	6
資格専門業務（図書館司書）	資格免許等	1	13	1	33
資格専門業務（栄養士）	資格免許等	1	13	1	37

2 保育職・教育職

職 種	学歴免許等	基礎号給		上 限	
		職務 の級	号 給	職務 の級	号 給
指導員（資格なし）		1	1	1	5
主任指導員（センター長）	資格免許等	1	16	1	16
日本人英語指導員	実務経験等	1	16	1	25
講師	資格免許等	1	27	1	36
カウンセラー	資格免許等	1	46	1	55
主任カウンセラー	資格免許等	1	60	1	69
保育教諭（担任なし）	資格免許等	1	6	1	9
幼稚園教育支援員	資格免許等	1	6	1	9
通級指導教室担当者	資格免許等	1	6	1	9
教育支援・預かり保育指導員	資格免許等	1	8	1	14
保育教諭（担任補助）	資格免許等	1	10	1	13
幼稚園講師・保育教諭（担任）	資格免許等	1	10	1	22
幼稚園長	資格免許等	1	24	1	36
保育コンシェルジュ	資格免許等	1	9	1	21

備考

- この表において「高等学校卒」には、中学卒業後3年を経過した者で高等学校卒業相当と認められるものを含むものとする。
- 高等学校卒業以上の学力を有する者を平等な受験資格とした場合は、高等学校卒とみなすことができる。
- この表において「資格免許等」とは、その職種の職務を行うのに必要なものをいい、職務を行うのに必要なものは、それぞれの職種において別に定める。
- この表において「実務経験等」とは、その職種と同種の職務の経歴をいい、その要件及び期間については、それぞれの職種において別に定める。
- 任期の初日前3年以内（前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者にあつては、同種の職務に引き続いて在職した会計年度任用職員としての最初の任期の初日前3年以内）に実務経験（当該フルタイム会計年度任用職員の職務と同種の職務に在職した年数であつて、経験年数以外のものをいう。）を有するものについては、1年につき4号級を加算することができる。ただし、一般行政事務（事務補助）である者を除く。